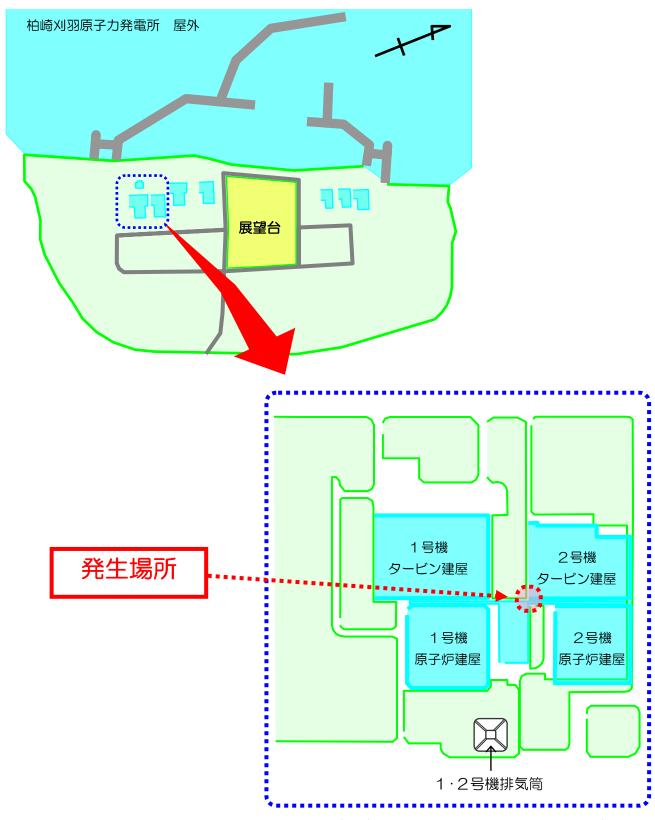
区分: その他

号機	2号機
件名	タービン建屋通路スロープ部(管理区域)におけるけが人の発生について
	平成24年2月8日午後3時55分頃、2号機タービン建屋から1/2号機サービス建屋へ向かう通路スロープ部(管理区域)において、協力企業作業員が、防火扉を台車に乗せて運搬中に、右足を防火扉とスロープの間に挟み負傷したため、業務車で病院に搬送しました。 なお、作業員の身体に放射性物質の付着はありませんでした。
不適合の 概要	運搬中の防火犀
安全上の重 要度/損傷 の程度	<安全上の重要度>
対応状況	病院における診察の結果、右足部打撲と診断されました。ケガの程度は治療行為の必要がない軽度なものであり、災害と認定されるものではありません。 今回の事例を踏まえ、スロープ等段差がある場合の扉運搬時には、挟まれることがないよう台車の選定・配置等を見直し、同様の事例が発生しないよう再発防止を図ってまいります。

2号機タービン建屋通路スロープ部(管理区域) におけるけが人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所1・2号機